

廃 第 1 8 3 7 号  
平成26年2月27日

各市町村廃棄物担当部長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長  
(公 印 省 略)

廃棄物として生じた「竹」の取扱いについて (通知)

本県では、廃棄物として生じた「竹」について、「木」ではなく「草本植物」であることから、従来、一般廃棄物として取り扱ってきました。

しかしながら、「竹」は一般的に10数メートルの高さに成長し、幹は堅い等、形状、性質が「木」とほぼ同等であること、また、昨今、「竹」は工作物の新築等に伴い多量に排出される例があることから、下記の事業活動に伴い廃棄物として生じた場合においては、産業廃棄物の「木くず」(廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条第2号で規定する産業廃棄物の「木くず」に該当)として取り扱うこととしましたので通知します。

なお、すでに一般廃棄物として処理委託しているものについては、従前のとおり取り扱うこととして差し支えないことを申し添えます。

記

- 1 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- 2 木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの
- 3 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係るもの
- 4 ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの

\*千葉県市、船橋市及び柏市における取扱いについては、各市の判断となりますので御留意ください。

千葉県環境生活部廃棄物指導課  
指導企画室  
TEL 043-223-2757  
FAX 043-221-5789